

日医発第 732 号 (保 131)  
平成 18 年 10 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 18 年 9 月 29 日付保医発第 0929001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、平成 18 年 10 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(平 18. 9. 29 保医発第 0929001 号厚生労働省保険局医療課長通知)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)

保医発第0929001号  
平成18年9月29日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年10月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D003に次のように加える。  
(5) ヘモグロビン及びトランスフェリンを金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「11」のヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定により算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(23)～(46)を(24)～(47)とし、(22)の次に次のように加える。  
(23) フェリチンを金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「26」のフェリチン精密測定により算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D003 糞便検査 (1)～(4) (略)	D003 糞便検査 (1)～(4) (略) (5) <u>ヘモグロビン及びトランスフェリンを金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「11」のヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定により算定する。</u>
D007 血液化学検査 (1)～(22) (略)  (23)～(46) (略)	D007 血液化学検査 (1)～(22) (略) (23) <u>フェリチンを金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「26」のフェリチン精密測定により算定する。</u> <u>(24)～(47) (略)</u>

## ■新たに保険適用が認められた検査

平成18年9月29日 保医発第0929001号（平成18年10月1日適用）

<p>1. ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定 (金コロイド凝集法)</p>	<p>D003 糞便検査の11として算定する。</p>	<p>75点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D003糞便検査」の(4)の次に(5)として右のように加える。</p>		
<p>2. フェリチン精密測定 (金コロイド凝集法)</p>	<p>D007 血液化学検査の26として算定する。</p>	<p>120点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D007血液化学検査」の(23)～(46)を(24)～(47)とし、(22)の次に(23)として右のように加える。</p>		

(日本医師会保険医療課)